

「シクラニリド」及び「トリフルスルフロンメチル」の食品安全基 本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という）第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

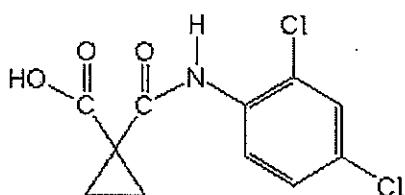
農薬シクラニリド及びトリフルスルフロンメチルについては、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであるが、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) シクラニリド

本薬は成長調整剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国及び豪州）を参考に新たな基準を設定した。

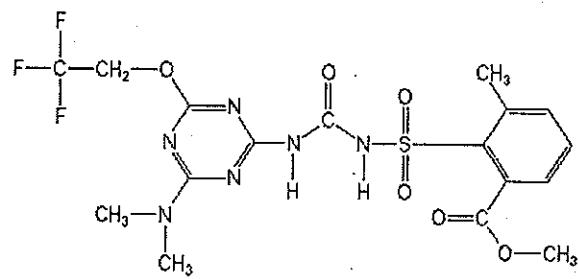
F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) トリフルスルフロンメチル

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（米国及び加国）を参考に新たな基準を設定した。

J M P Rにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記の農薬の食品中の残留基準設定について検討する。